

平成 30 年 6 月 13 日

一般社団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

広島県環境県民局産業廃棄物対策課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理
に関する報告について（通知）

県の産業廃棄物行政については、日頃からご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、平成30年5月11日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から、別紙のとおり事務連絡がありました。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行により、水銀等の貯蔵をする者又は水銀含有再生資源の管理をする者は、主務大臣への定期的な報告が義務付けられました。産業廃棄物処理業者が水銀等の貯蔵又は水銀含有再生資源の管理をする場合、環境大臣へ報告する必要があります。

つきましては、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、報告の対象となるものは次のとおりです。

(報告の対象)

○水銀等の貯蔵に関する報告

水銀及び水銀化合物、又はそれらの混合物で、当該年度において事業所で貯蔵した最大量が30kg以上のもの（水銀含有再生資源及び廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものを除く）。

○水銀含有再生資源の管理に関する報告

水銀等又はこれらを含むもののうち、主務省令で定める水銀の含有量に関する要件に該当し、かつ水銀の回収等の再生利用が行われるもの（廃棄物処理法上の廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）であって有用なもの。

担当 適正処理グループ

電話 082-513-2963 (ダイヤルイン)
(担当者 川添)